

2026年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 早川 純午
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、46年間継続的に住民要求を取りまとめ要請書を提出し懇談を行い、多くの県民の願いを実現して参りました。

住民要求の高まりの中、国の制度として2026年4月からの公立小学校給食の無償化、2027年4月から国保・子どもの均等割保険料が18歳まで5割軽減されました。また、自治体のご努力で、子ども医療費無料制度、加齢性難聴者への補聴器購入助成、介護保険制度の改善や住宅改修・福祉用具の受領委任払い、「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大、任意予防接種や妊産婦健診事業などの諸施策を改善することができました。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、深刻な物価高騰の中、さらに、介護・医療の保険料と利用料・患者負担が重く、また、地域医療も崩壊の危機に直面し、介護保険は「保険あって介護なし」の危険が高まっています。

つきましては、「いのち・くらし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など

- ①介護保険の次年度繰越金や介護給付費準備基金を活用して、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、所得段階320万円未満の中間層や低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。

長寿支援課

令和6年度～令和8年度（第9期）の第1段階～第3段階については、令和3年度～令和5年度（第8期）と比べて保険料を引き下げっており、また、国の基準と比べても引き下げられています。なお、保険料段階につきましては、国基準13段階のところ14段階とし、応能負担としております。

- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。

長寿支援課

今のところ減免制度の各種要件の変更は、考えておりません。

- ③介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

長寿支援課

高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算制度等があるため、今のところ本町独自の減免制度は考えておりません。

- ④介護保険施設への独自支援、介護付き有料老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

長寿支援課

介護保険負担限度額認定制度があるため、今のところ本町独自の助成制度は考えておりません。

(2)介護保険サービス

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。

長寿支援課

訪問、通所サービスともに、現行相当サービスを設けております。また、報酬単価につきましては国の定める基準に基づき、見直しを行っております。

- ★②どの地域に住んでいても利用者が全国一律のサービスを受けられるよう「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の制度を採用しないでください。

長寿支援課

現状、「特定地域サービス」および「特定地域居宅サービス等事業」の基準に該当する見込みはありませんので、実施する考えはありません。

- ③福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

長寿支援課

国の方針に基づいて適用しています。なお、貸与が必要な理由が確認できれば、例外給付として認めております。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対して自治体の独自財源による財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

長寿支援課

町独自の財政支援は行っておりませんが、愛知県が実施している「愛知県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」や「愛知県社会福祉施設物価高騰対策支援金(介護区分)」などの施策の周知を行いました。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。

長寿支援課

令和6年4月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、令和7年2月に認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（共用型）が開所しています。今後も基盤整備に努めてまいります。

- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望に沿うようにしてください。

長寿支援課

国の入所に関する指針に基づき、やむをえない事情のある方においては、適切に対応しています。

★(4)介護人材確保

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。

長寿支援課

令和8年度より、愛知県地域医療総合確保基金事業補助金を活用し、介護支援専門員研修受講支援事業を開始しました。引き続き、国等の動向を注視し、事業者に対し、情報提供に努めてまいります。

- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。

長寿支援課

町が指定しているグループホームは、人員配置基準に沿って適正に事業運営されており、今のところ財政支援を行う考えはありません。

- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。

長寿支援課

町が指定しているグループホームは、人員配置基準に沿って適正に事業運営されています。

- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

長寿支援課

今のところ実施の考えはありません。

★(5)高齢者福祉施策の充実

- ①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施するとともに助成内容を充実してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。

長寿支援課

補聴器購入助成制度につきましては、第10期大治町老人福祉計画・介護保険事業期間中に実施できるよう検討していきます。

保健センター

無料検診事業については今のところ実施の予定はありません。

- ②買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

長寿支援課・民生課

各公共施設を繋ぎ、スーパーや医療機関近くに停留所を設けた福祉巡回バスを運行しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実

- ①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。

長寿支援課

第10期大治町老人福祉計画・介護保険事業計画において、一体的に作成する予定です。

- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。

長寿支援課

「賠償補償制度」を導入している自治体があることは把握しておりますが、今のところ、導入については考えておりません。引き続き、国等の動向を注視してまいります。

- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

保健センター

無料検診事業については今のところ実施の予定はありません。

(7)第10期介護保険事業計画の作成

- ①第10期介護保険事業計画の作成にあたっては、その調査内容と結果、策定委員会の傍聴、議事録の公開など審議内容について住民に広く公開するとともに、その意見を積極的に住民から聞く機会を設けてください。

長寿支援課

策定委員会の傍聴、議事録の公開などは、今のところ考えておりませんが、パブリックコメントを実施し、広く意見を聞く予定です。

- ②作成にあたっては要介護認定の比率が高まる75歳、80歳以上の人口の推移を反映し、居宅サービスも施設サービスも必要十分な量・質を自治体の責任で確保してください。

長寿支援課

厚生労働省の「見える化システム」の将来推計機能を利用して、必要なサービス量を見込む予定です。

★(8)障害者控除の認定

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度A以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

税務課・長寿支援課

税務課

障害者控除の対象となる障害者の範囲は、地方税法施行令第7条及び第46条で規定されており、その中で介護保険法の要介護認定者は規定されていませんので、障害者控除の対象とはなりません。ただし、精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は対象となります。

長寿支援課

障害者控除の認定基準につきましては、要介護1以上の要介護認定者かつ障害高齢者自立度A以上の方となり、対象者の方に障害者控除対象者認定書を発行しております。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険医療課

現状、本町は標準税率と比較すると低い税率になっており、保険税の統一に向けて令和10年度までに標準税率に近づけていく考えです。

- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

保険医療課

現状、基金の残高は無く、一般会計からも決算補填目的の繰入れを行っており、剰余金の見込みもない状況です。

★(2)保険料(税)の減免制度

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。

保険医療課

現在国において令和9年4月より拡充するために法改正を進めております。

- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

★(3)保険料(税)滞納者への対応

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。

保険医療課

現在、行っておりません。

- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分
の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。

保険医療課

滞納整理による電話連絡や来庁時の面談等により、生活実態把握に努めています。
納付については、生活に支障のない範囲での分納を個別に相談しています。

- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることが
ないようにしてください。

保険医療課

差押え等の滞納処分については、納付約束を守らない等の滞納者に対して納税の
公平性を保つために行う方針であり、適切に対応します。

★(4)保険料(税)の統一への対応

- ①都道府県単位の保険料(税)統一に反対してください。

保険医療課

今のところ反対する予定はありません。

- ②保険料(税)および保険料(税)減免制度の検討にあたっては、都道府県単位の保険料
(税)統一を前提としないでください。

保険医療課

県の統一基準を踏まえ、適切に検討いたします。

(5)傷病手当金・出産手当金

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

保険医療課

今のところ実施の予定はありません。

(6)一部負担金の減免制度

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。

保険医療課

現行の制度でやっていく予定です。

- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

保険医療課

納税通知書にチラシを同封する等、随時周知しています。

★(7)資格確認書の発行

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

保険医療課

マイナ保険証未保有の方に対し資格確認書を発行しています。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度

- ★①物価の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

民生課

生活保護費の支給決定は県福祉事務所が実施しております。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。

民生課

申請書については窓口での設置はしていませんが、町が状況の聞き取りを行い、申請の意思を確認できた場合は速やかに県福祉事務所に繋ぎ、対応しております。

- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。

民生課

町ホームページにおいて、生活保護についての説明を掲載しております。
しおりやポスターの作成及び広報誌への掲載については、町単独では考えておりません。

- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。

民生課

電話及び窓口で保護の相談があれば、町が一次窓口として状況の聞き取り面談を行い、速やかに実施機関である県福祉事務所へ繋ぎ、適切に対応しております。

また、保護決定については県福祉事務所が実施しております。保護施設の許認可についても県が状況に応じて適切に対応しております。

- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。

民生課

基本的にエアコンは保護費の中で設置したり、社会福祉協議会の貸し付けで設置してもらいます。生活保護費の支給決定は県福祉事務所が実施しております。

- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。

民生課

扶養照会については、虐待がある場合や10年程度音信不通など状況を加味して、県福祉事務所が実施しております。

- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。

民生課

車の使用に関する相談は、個々の事情により県福祉事務所が判断しております。

- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。

民生課

ケースワーカーは県福祉事務所の職員となり、採用や配置については県が行っております。

- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。

民生課

ケースワーカーは県福祉事務所の職員となり、配置は県が決定しております。

- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。

民生課

町は生活保護の一次窓口として職員が相談に応じております。その後速やかに県福祉事務所へ繋ぎ対応しているため、有資格者である必要はないと考えます。

また、ケースワーカーは県福祉事務所の職員となり、採用や研修についても県が実施しております。

- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

民生課

就労支援員は県福祉事務所の職員となり、配置は県が決定しております。

- ⑫生活保護費が不当に削減された問題で、給付にあたってDV等で世帯を離脱した人の分まで元の世帯主へ給付せず、本人に渡るようにしてください。また、認知症や障害者に対して適切な案内を行ってください。

民生課

給付事務については、県福祉事務所が事務を行っております。

(2)生活困窮者支援

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。

民生課

自立相談支援は県福祉事務所が実施しており、生活保護担当部署とも適切な連携を行っています。

また、町としても関係部署と連携し、困窮者の発見や支援に努めています。

- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。

民生課

自立相談支援は県福祉事務所が実施しております。

また、県福祉事務所が作成したしおりを、制度の案内時にお渡ししております。

- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

民生課

今のところ実施の予定はありません。

4. 福祉医療制度

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。また、入院時食事療養の標準負担額を助成対象としてください。

保険医療課

現在のところ、現行制度で進めていく予定です。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。

保険医療課

令和5年10月から18歳年度末までへ助成の拡充を行っています。

- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している人の医療は、精神疾患に限定せず、すべての病気を対象にしてください。また、精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。

保険医療課

1・2級精神障害者保健福祉手帳保持者は、全疾患の医療費を助成の対象とし、精神障害者保健福祉手帳3級及び自立支援医療受給者証 保持者の精神疾患医療費について、自己負担額を助成の対象としています。自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担無料については、検討課題と捉えております。

- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。

保険医療課

現行の制度で行っていく予定です。

- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

保険医療課

今のところ本制度の創設の予定はありません。

5. 子どもの権利保障

(1)子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

子育て支援課

今後、検討していく予定です。

- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。

子育て支援課

令和6年4月1日よりこども家庭センターを設置済みです。

社会福祉士資格保持者を配置し、専任・非正規で保育士、保健師資格保持者を配置しています。

(2)就学援助制度の拡充

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

学校教育課

本町の就学援助の各費目の支援額は、他の自治体に比して低くなっております。

限られた財源の中で支給対象者を広げることは、1人当たりの支援の更なる希薄化となるため、経済的困窮度の高い世帯への支援をまずは確実なものとする必要があるとの考えから本基準を設定しております。

- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。

学校教育課

オンライン学習通信費を支給しておりましたが、令和7年度の緊急行財政改革を行う中で、申請件数が少なく、需要が極めて少ない本費目の支給を取り止めました。

また、他についても拡充する予定はございません。

- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請できることを周知徹底してください。

学校教育課

学校及び町窓口にて申請を受け付けております。年度途中でも申請できるよう、生徒の保護者に対して、4月に制度の案内チラシを配布し、広報及びHPにも案内を掲載しております。

★(3)義務教育無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。

学校教育課

学校給食法によって、施設・設備経費、職員の人件費は設置者の負担とし、それ以外を保護者負担とすることが定められています。

町として、小学校は公立学校給食費負担軽減補助金及び物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、無償化しております。

また、中学校については、保護者負担を少しでも軽減できるよう、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、高騰した食材費の一部を補助しています。

- ②教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体を無償にしてください。

学校教育課

本町では教材費・修学旅行費・制服代など義務教育全体の無償化については、今のところ実施予定はありません。

★(4)就学前教育・保育施設等の給食について

- ①就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。

子育て支援課

今のところ実施予定はありません。

- ②就学前教育・保育施設等における給食の外部搬入を行わないでください。

子育て支援課

本町においては、小規模保育事業所2園では連携施設からの給食の搬入、幼稚園1園で給食の外部搬入をしていますが、すべて民営施設のため、給食の外部搬入について町が独自に基準を定めることは考えておりません。

★(5)子どもの権利を保障する保育の質の向上

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図ってください。

子育て支援課

本町では国の配置基準を遵守していく予定です。

町独自の保育士配置基準については、今のところ実施予定はありません。

- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してください。育児休業を取得した場合に保育施設を退園(育休退園)にしないでください。

子育て支援課

従来から本町に公立保育施設はありません。

令和7年度に新たに認定こども園(0～3歳児クラスのみ受入)を開園しました。

令和9年度は5歳児クラスの定員を拡充します。

従来から本町での育休退園を行っていません。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。

子育て支援課

県による実地検査に保育士の有資格者が同行し各施設の実態把握に努めています。

- ④こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)の対象施設から営利事業者を除外してください。また、事業を実施する施設には定期的に訪問し、保育内容や職員配置、安全管理等の実施状況を把握・検証するとともに、自治体の責任で必要な指導・援助を行ってください。あわせて、環境整備及び職員配置のための自治体独自補助を行ってください。

子育て支援課

対象施設の限定、町独自の補助については、今のところ予定はありません。

事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行う予定です。

6. 障害者・児施策

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。

民生課

大治町心身障害者扶助料を支給しておりますが、今のところ増額などの予定はありません。

- ★②どんな障害のある人でも、24時間365日希望する地域で安心して生活できるようグループホームや入所施設等「くらしの場」を拡充してください。

- 1)自治体として具体的な計画をもってグループホームや入所施設の拡充をしてください。そのためにも待機者などの実態把握を適切に行ってください。

民生課

グループホームなどの社会資源については、圏域単位などでの規模で検討していくことが必要と考えております。町として待機者などの実態把握は行っておりません。

- 2) グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助の増額などを行い、障害者年金で利用できるようにしてください。

民生課

グループホーム運営費や家賃補助額等への独自の上乗せについては今のところ考えておりません。

- 3) 夜間職員の配置基準を夜間常時2名体制となるよう自治体独自の補助をしてください。

民生課

夜間の職員体制の補助など独自の加算については、今のところ考えておりません。

- ★③どんな障害のある人でも、その人の願う地域での生活ができるように居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援など、ヘルパー事業所の拡充をしてください。

- 1) 居宅介護等の支給時間数は、余暇利用を含め本人が必要とする時間を支給してください。

民生課

原則、国の基準にあわせて支給決定していますが、国の基準を超えて支給決定を希望される場合は、利用者の置かれている状況などを聞き取り、柔軟に対応しております。

- 2) 住んでいる地域で受けられる支援に格差がないよう、自治体として具体的な居宅介護等の整備計画を策定してください。

民生課

居宅介護等の整備計画については、今のところ考えておりません。

- 3) 移動支援の報酬単価を大幅に増額してください。

民生課

移動支援等の基本報酬の増額については、今のところ考えておりません。

- ④障害児やその家族が安心して、福祉施設とつながれるように、自治体として実態把握とともに、障害児施設の拡充をすすめてください。

- 1) 保育園に通いたくても通えず、「待機児童」となっている障害児の人数把握をすすめ、地域で通える場所・体制の整備をすすめてください。

子育て支援課

本町では待機児童は生じていません。保育所等の申込み時だけでなく、申込み後に障害者手帳を取得した児童についても把握をしています。

今後も、こうした児童の状況を適切に把握するとともに、関係機関と連携し地域で通える体制整備に努めます。

- 2) 放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、児童発達センターなどでの給食費については無償にしてください。

民生課

給食費の無償については今のところ実施の予定はありません。

- 3)「のぞまないセルフプラン」とならないよう、自治体として相談支援事業所の整備や相談支援専門員の増員をすすめ、障害児や家族が福祉制度につながっていけるよう支援してください。

民生課

原則、障害者相談支援事業所がサービス利用計画書の作成を行っています。

- ⑤家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害福祉施設等での虐待認定したケースの検証をし、虐待が起こらないような支援策を講じてください。

民生課

家族介護の負担など相談があった場合は相談支援事業所等へ案内し、障害福祉サービス等の周知をしています。家族による虐待通報があった際には聞き取りを行ったうえで必要に応じて自宅を訪問し、状況確認を行っています。また障害者福祉施設等での虐待認定したケースについては、施設に対し、その原因をなくすための改善計画書を提出してもらい、その後どのように改善したかの確認のため改善報告書の提出を求めています。

- ⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

民生課

原則、要介護認定の申請を求め介護保険を優先しておりますが、要介護認定で非該当になった場合は、利用者の障害の状況により柔軟に対応しております。

7. 予防接種

- ★①高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンの定期接種の自己負担を無料にしてください。

保健センター

今のところ実施の予定はありません。

- ★②流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチンの2回接種、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、高齢者用肺炎球菌の2回目のワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンについて、自己負担無料の任意予防接種を設けてください。

保健センター

今のところ任意接種事業の実施予定はありません。

8. 健診・検診

- ★①産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。

保健センター

令和7年度から2回に拡充済みです。

★②5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。

保健センター
今のところ実施の予定はありません。

③妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

保健センター
実施しています。

④保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

保健センター
常勤で1人を配置しています。今のところ増員の予定はありません。

9. 地域の保健・医療

①公立病院の経営形態を維持してください。

保健センター
町内には公立公的病院はありません。また町内には病床を有する診療所はありません。

②自治体独自の医師・看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。

保健センター
町内には公立公的病院はありません

【2】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

保険医療課
毎年、要望書の提出をしています。

②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

保険医療課
年金に関しては町の制度ではありませんのでお答えできかねます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。

長寿支援課
今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ④介護・福祉労働者の夜勤の労働環境を改善してください。

長寿支援課・民生課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

民生課

今のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑤介護・福祉労働者の処遇改善を確実に実施してください。

長寿支援課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

民生課

今のところ意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑥加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。

長寿支援課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑦18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

保険医療課

市町村の財政負担が大きい、国の制度として確立するよう要望しています。

- ⑧中学校の給食費を無償にしてください。

学校教育課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑨障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。

民生課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①国民健康保険への愛知県独自の財政措置を強化し、市町村が愛知県に納める納付金を引き下げてください。

保険医療課

意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。

長寿支援課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。

保険医療課

令和7年度、国への要望書の提出は行っています。

- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。

学校教育課

今のところ、意見書・要望書の提出は考えておりません。

- ⑤地域に必要な病床を確保してください。

保健センター

町内には公立公的病院はありません。

- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。

保険医療課・長寿支援課・民生課・子育て支援課等関係課

保健センター

今のところ実施予定はありません。

保険医療課

今のところ実施予定はありません。

子育て支援課

今のところ、実施予定はありません。

民生課

今のところ実施予定はありません。

以上